

世界人権宣言(日本語訳)

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と、平等かつ奪うことのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義および平和の基礎であるので、

人権の無視および軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮な行為をもたらし、また、言論および信仰の自由が受けられ、恐怖および欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることを余儀なくされることのないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが肝要である

ので、

国際連合の諸人民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳および価値、ならびに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権および基本的自由の普遍的な尊重および遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利および自由についての共通の理解は、この誓約を完全に実現するために最も重要であるので、

よって、ここに、

総会は、

社会の各個人および各機関が、この世界人権宣言を常

に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利および自由の尊重を、指導および教育によって促進すること、ならびに、国内的および国際的な漸進的措置によって、それらの普遍的かつ効果的な承認および遵守を確保することに努めるように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的もしくは社会的出身、財産、門地その他の地位のような、いかなる種類の区別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享

有することができる。

さらに、個人の属する国または地域が、独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、または他の何らかの主権制限の下にあるとを問わず、その国または地域の政治上、管轄上もしくは国際上の地位に基づくいかなる区別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由および身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷の状態または隷属状態に置かれることはない。奴隷制度および奴隷売買は、いかなる形態においてもこれを禁止する。

第5条 何人も、拷問または残虐な、非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いもしくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別の扇動に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法または法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、恣意的に逮捕され、拘禁され、または追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利および義務の決定ならびに自己に対する刑事上の罪の決定に当たって、独立

の公平な裁判所による公正かつ公開の審理を受けることについて、完全に平等の権利を有する。

第 11 条 犯罪の訴追を受けた者はすべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証がなされるまでは、無罪と推定される権利を有する。

何人も、実行の時に国内法もしくは国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為を理由として、有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰よりも重い刑罰を科されることはない。

第 12 条 何人も、自己の私生活、家族、家庭もしくは通信に対して恣意的な干渉を受け、または名誉および信用に対して攻撃を受けることはない。すべて人は、このような干渉または攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条 すべて人は、各国の国境内において自由に移動しおよび居住する権利を有する。

すべて人は、自国を含むいずれの国からも離れ、および自国に帰る権利を有する。

第 14 条 すべて人は、迫害からの庇護を他国において求め、かつ、これを享受する権利を有する。

この権利は、真に非政治犯罪または国際連合の目的および原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、これを援用することはできない。

第 15 条 すべて人は、国籍を有する権利を有する。

何人も、恣意的にその国籍を奪われ、または国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条 成年に達した男女は、人種、国籍または宗教に

よるいかなる制限も受けることなく、婚姻し、かつ家族を形成する権利を有する。男女は、婚姻に関し、婚姻中および婚姻の解消に際し、平等の権利を有する。

婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

家族は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であり、社会および国による保護を受ける権利を有する。

第17条 すべて人は、単独でも、他の者と共同でも、財産を所有する権利を有する。

何人も、恣意的にその財産を奪われることはない。

第18条 すべて人は、思想、良心および宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、自己の宗教または信念を変更する自由、ならびに、単独で、または他の者と共同

して、公に、または私的に、教育、実践、礼拝および儀式によって、自己の宗教または信念を表明する自由を含む。

第 19 条 すべて人は、意見および表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく意見を有する自由、ならびに、あらゆる媒体を通じて、国境に関わりなく、情報および思想を求め、受け、および伝える自由を含む。

第 20 条 すべて人は、平和的な集会および結社の自由に対する権利を有する。

何人も、結社に属することを強制されることはない。

第 21 条 すべて人は、直接にまたは自由に選ばれた代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

すべて人は、自国において公務に平等に就く権利を有する。

人民の意思は、統治権力の基礎とならなければならない。
この意思は、定期のかつ真正の選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によって行われ、かつ、秘密投票または同等の自由な投票手続によって行われなければならない。

第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受けられる権利を有し、かつ、自己の尊厳と人格の自由な発達とに欠くことのできない経済的、社会的および文化的権利を、国家的努力および国際的協力により、ならびに各国の組織および資源に応じて、実現する権利を有する。

第 23 条 すべて人は、労働する権利、職業を自由に選択する権利、公正かつ有利な労働条件を得る権利、および失業に対する保護を受けられる権利を有する。

すべて人は、いかなる差別も受けることなく、同等の労働に対し同等の報酬を受けられる権利を有する。

労働する者はすべて、自己および家族に対し人間の尊厳にふさわしい生存を保障する公正かつ有利な報酬を受け、また必要に応じて、他の社会的保護手段によって補充を受ける権利を有する。

すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を結成し、およびこれに加入する権利を有する。

第 24 条 すべて人は、休息および余暇に対する権利を有し、労働時間の合理的な制限および定期的な有給休暇を含む。

第 25 条 すべて人は、衣食住、医療および必要な社会的施設を含む、自己および家族の健康および福祉に十分な生活水準を保持する権利を有し、ならびに、失業、疾病、障害、配偶者の死亡、老齢その他自己の制御を超える事情による生活不能の場合に、保障を受ける権利を有する。

母および子は、特別の保護および援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同等の社会的保護を享受する。

第 26 条 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等および基礎の段階においては、無償でなければならない。初等教育は義務的でなければならない。技術教育および職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じてすべての者にひとしく開放されなければならない。

教育は、人格の完全な発達ならびに人権および基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国、人種的または宗教的集団の間の理解、寛容および友好を促進し、かつ、平和の維持のための国際連合の活動を助長するものでなければならない。

親は、その子に与える教育の種類を選択する優先的権利

を有する。

第 27 条 すべて人は、共同体の文化生活に自由に参加し、芸術を享受し、および科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

すべて人は、自己が著作者である科学的、文学的または芸術的作品から生ずる精神的および物質的利益の保護を受ける権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利および自由が完全に実現されうる社会的および国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発達がある中においてのみ可能である共同体に対して義務を負う。

すべて人は、自己の権利および自由の行使に当たっては、他人の権利および自由の正当な承認および尊重を確保すること、ならびに、民主的社会における道徳、公の秩序および一般の福祉の正当な要求を満たすことのみを目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

これらの権利および自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的および原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団または個人に対して、この宣言に掲げる権利および自由のいずれかを破壊することを目的とする活動に従事し、またはそのような行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。